

○追手門学院大学国際交流教育センター規程

2001年11月26日

制定

(設置)

第1条 追手門学院大学に、追手門学院大学国際交流教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学の国際交流活動を推進し、国際交流に必要な教育、研究、調査、支援及びこれに付随する業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 外国の大学・研究機関等との研究・教育活動上の交流に関する事項
- (2) 外国の大学・研究機関等との学生交流プログラムに関する事項
- (3) 国際交流に関する全学的プログラムの企画立案、実施及び広報に関する事項
- (4) 留学生の受け入れ、教育及び生活支援に関する事項
- (5) 本学学生の留学支援、相談及び指導に関する事項
- (6) 海外語学研修等の事務処理に関する事項
- (7) その他本学の国際交流推進に必要な事項

(センター長)

第4条 センターに、国際交流教育センター長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、本学職員の中から、常任理事会の議を経て、学長がこれを任命する。
- 3 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。
- 4 センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(センター兼務教員)

第5条 センターに、次の各号に定める兼務教員を置く。

- (1) 学長から指名された日本語担当教員 1名以上
- (2) 学長から指名された教員 2名

(センター兼務教員の業務)

第6条 センター兼務教員は、センター長を補佐し、次の事項の業務を行う。

- (1) センター運営に関する事項
- (2) 海外での留学生受け入れ（海外入試等）に関する事項

- (3) 単位認定留学のための協定校開拓に関する事項
- (4) 送り出し学生のための語学教育システムに関する事項
- (5) 受け入れ学生のための授業に関する事項
- (6) その他国際交流を推進していくために必要な業務  
(職員)

第7条 センターに、その業務を処理するための事務職員を置く。

- 2 センターに、前項事務職員のほか、第3条の業務を円滑に遂行するため、外国語に堪能な職員を置く。  
(委員会)

第8条 センターの具体的な運営に関する重要な事項等を審議するため、追手門学院大学国際交流教育センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。  
(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、2002年4月1日から施行する。
- 2 追手門学院大学国際交流委員会規程（1993年11月11日制定）は、2002年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2012年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。